

令和 4 年度 監査報告書
公の施設の指定管理者監査

国分寺市有料自転車等駐車場

令和 5 年 3 月

国分寺市監査委員

令和4年度公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

公の施設	国分寺市有料自転車等駐車場
指定管理者	株式会社ソーリン
所管部課	建設環境部交通対策課

第3 監査の範囲

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

第4 監査の実施期間

令和4年11月10日から令和5年3月27日まで
現地調査 令和5年1月16日

第5 監査の着眼点

1 所管関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 協定等に基づく業務及び企画提案時の企画内容等の履行確認は、事業報告書等によりなされているか。
- (7) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- (8) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続は適正に行われているか。

2 指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 企画提案時の提案内容等は履行されているか。

- (4) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (5) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿，記帳は適正に行われているか。また，領収書類の整備，保存は適正に行われているか。
- (6) 収納事務は適正に行われているか。
- (7) 事業計画書，事業報告書等は適正に作成，提出されているか。
- (8) 指定管理者が利用料金を定める場合，利用料金の設定等は適正になされているか。
- (9) 利用促進のための努力はされているか。
- (10) 施設の管理運営は適切に行われているか。

第6 監査の方法

監査の対象となる公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて，書面及び現地調査を行い，必要に応じ所管職員等からの説明を聴取し監査を実施した。

第7 指定管理の概要

1 指定管理者名称 株式会社ソーリン

2 指定の意義

国分寺市有料自転車等駐車場の管理に関し，国分寺市が株式会社ソーリンに指定管理者の指定を行うことの意義は，民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ，本施設の利用者の利便の増進を図り，交通の円滑化に資することにある。

3 業務の範囲

- (1) 施設の使用承認等及び使用料の納入等に関すること。
- (2) 使用承認の変更及び取消しに関すること。
- (3) 施設の使用に伴う利用者への便宜の寄与に関すること。
- (4) 施設，設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
- (5) 施設の簡易修繕に関する業務に関すること。
- (6) 施設の管理運営に関して，市長が必要と認めること。

4 指定期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

5 指定管理費

※変更後の金額は、令和4年3月23日付け協定変更に基づく金額

年度	当初	変更後
平成30年度	158,117,000円	158,117,000円
平成31年度	130,786,000円	147,254,689円
令和2年度	108,024,000円	110,024,444円
令和3年度	110,507,000円	112,553,425円
令和4年度	112,875,000円	115,400,483円

6 決算額

年度	収入	支出	収支
令和3年度	112,553,425円	109,089,139円	3,464,286円

自主事業の収支状況

年度	収入	支出	収支
令和3年度	9,010円	59,362円	-50,352円

7 施設の概要

管理施設

西国分寺駅南口自転車駐車場、西国分寺駅南口第2自転車駐車場、西国分寺駅北口自転車駐車場、西国分寺駅北口第2自転車駐車場、国分寺駅南口自転車駐車場、国分寺駅南口原動機付自転車駐車場、殿ヶ谷戸庭園西自転車駐車場、国分寺駅北口自転車駐車場、（令和元年8月31日で閉鎖・本町二丁目臨時自転車駐車場、本町三丁目北臨時自転車駐車場、本町四丁目臨時自転車駐車場）

第8 監査の結果

監査の着眼点に留意し国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ、適正に執行されているものと認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下記述する。

1 指定管理者

(1) 申請書の取扱いについて

自転車等駐車場定期使用申請書について、使用料の金額や使用期間などが空欄のままとなっている申請書が複数あることを確認した。これらは使用料を適切に徴収する上で必要となる情報であるため、記載内容に漏れが無いよう、申請書の

取扱いについては十分留意されたい。

(2) 第三者への委託について

第三者に一部業務の委託を行う場合、事前に書面による市の承諾を受けることになっているが、書面による市の承諾を事前に受けていないことを確認した。第三者へ委託を行う場合は、協定書に基づき事前に書面により市の承諾を受けるよう改められたい。